千葉市グループホーム運営費補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　市長は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号。以下「法」という。）第５条第１７項に規定する共同生活援助（日中サービス支援型を除く。以下「グループホーム」という。）を行う者として法第３６条第１項の規定による指定を受けて千葉県内で事業所を運営する事業者について、法第２９条第３項第１号に規定する訓練等給付費の額（共同生活援助サービス費、受託居宅介護サービス費、人員配置体制加算、入院時支援特別加算、長期入院時支援特別加算、帰宅時支援加算、長期帰宅時支援加算に限る。）が、第２条に規定する補助基準額より低額で差額が生じる場合（本市の支給決定を受けた千葉県内かつ定員６人以下の共同生活住居入居者分に限る。）、予算の範囲内において、千葉市補助金等交付規則（昭和６０年千葉市規則第８号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき補助金を交付する。

（交付額の算定方法）

第２条　補助金の種目、対象経費、補助基準額及び補助率は、別表のとおりとする。

２　別表に定める対象経費から寄付金その他の収入を差し引いた額と、補助基準額から訓練等給付費の額を差し引いた額を比較して、少ない方に補助率を乗じて得た額を交付額とする。ただし、１,０００円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

（交付の申請）

第３条　規則第３条の規定により補助金の交付を受けようとするときは、別に定める期日までに、千葉市グループホーム運営費補助金交付申請書（様式第１号）を市長に提出しなければならない。

（交付の条件）

第４条　規則第５条の規定により附する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

（１）補助事業の内容、経費の配分又は遂行計画の変更（市長が認める軽微な変更を除く。）をする場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。

（２）補助事業を中止し、又は廃止する場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。

（３）補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、すみやかに市長に報告し、その指示を受けること。

（交付決定通知）

第５条　規則第６条の規定による通知は、千葉市グループホーム運営費補助金交付決定通知書（様式第２号）により通知するものとする。

（変更交付の申請等）

第６条　第４条第１号の規定により承認を受けようとするときは、千葉市グループホーム運営費補助金変更交付申請書（様式第３号）を市長に提出しなければならない。

２　市長は、前項の規定による補助金の変更交付の申請があったときは、変更の内容を調査し、補助金の変更交付を決定し、千葉市グループホーム運営費補助金変更交付決定通知書（様式第４号）により通知するものとする。

３　第４条第２号の規定による承認を受けようとするときは、千葉市グループホーム運営費補助金中止（廃止）承認申請書（様式第５号）を市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第７条　規則第１２条の規定により実績報告をしようとするときは、補助事業の完了の日から２週間以内までに千葉市グループホーム運営費実績報告書（様式第６号）を市長に提出しなければならない。

（額の確定通知）

第８条　規則第１３条の規定による通知は、千葉市グループホーム運営費補助金額確定通知書（様式第７号）により通知するものとする。

（交付の請求）

第９条　規則第１６条第１項の規定により補助金の交付の請求をしようとするときは、千葉市グループホーム運営費補助金交付請求書（様式第８号）を市長に提出しなければならない。

２　規則第１６条第２項の規定において準用する同条第１項の規定により補助金の交付の請求をしようとするときは、千葉市グループホーム運営費補助金一括（分割）事前交付請求書（様式第９号）を市長に提出しなければならない。

（決定の取消通知）

第１０条　規則第１７条第３項において準用する第６条の規定による通知は、千葉市グループホーム運営費補助金交付決定取消通知書（様式第１０号）によるものとする。

（返還命令書）

第１１条　規則第１８条第１項又は第２項の規定による返還命令は、千葉市グループホーム運営費補助金返還命令書（様式第１１号）によるものとする。

（書類の保管等）

第１２条　補助金の交付を受けた者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及びその証拠書類を、当補助事業完了後５年間保存しなければならない。

（委任）

第１３条　この要綱に定めるもののほか、千葉市グループホーム運営費補助金交付に関し、必要な事項は、障害福祉サービス課長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成１８年４月１日から施行する。

　　附　則

この要綱は、平成１８年１０月１日から施行する。

　　附　則

この要綱は、平成２１年１０月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２４年４月１日から施行する。

　　附　則

この要綱は、平成２５年４月１日から施行する。

　　附　則

この要綱は、平成２６年４月１日から施行する。

　　附　則

この要綱は、平成２８年４月１日から施行する。

　　附　則

１　この要綱は、平成２９年６月１日から施行する。

２　前項の規定による改正後の千葉市グループホーム運営費補助金交付要綱の規定は、施行日以後に係るグループホーム運営費補助金について適用し、改正前に係るグループホーム運営費補助金については、なお従前の例による。

附　則

この要綱は、平成３０年４月１日から施行する。

　　附　則

この要綱は、平成３１年４月１日から施行する。

　　附　則

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

別表（第２条）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 種　　　目 | 運営費 | 補助率 |
| 対象経費 | グループホームの運営に要する人件費・運営費等の経費（入居者の負担する家賃、食材料費、光熱水費等を除く。） | １０分の１０ |
| 補助基準額 | 入居者１人当たりの月額は次のとおりとする。世話人配置６：１かつ人員配置体制加算（以下「加算」という。）において１２：１の加配あり共同生活住居の定員４人以下区分１　１０８，０００円区分２　１２２，０００円区分３　１２７，０００円区分４　１５１，０００円区分５　１８８，０００円区分６　２２７，０００円共同生活住居の定員５人区分１　　９３，０００円区分２　１０７，０００円区分３　１２６，０００円区分４　１４６，０００円区分５　１７７，０００円区分６　２１６，０００円共同生活住居の定員６人区分１　　８３，０００円区分２　　９７，０００円区分３　１１９，０００円区分４　１３９，０００円区分５　１７０，０００円区分６　２１０，０００円※区分１には非該当を含む。世話人配置６：１かつ加算において３０：１の加配あり共同生活住居の定員４人以下区分１　　９４，０００円区分２　１０７，０００円区分３　１１２，０００円区分４　１３６，０００円区分５　１７２，０００円区分６　２１３，０００円共同生活住居の定員５人区分１　　７９，０００円区分２　　９２，０００円区分３　１１１，０００円区分４　１３１，０００円区分５　１６１，０００円区分６　２０１，０００円共同生活住居の定員６人区分１　　６９，０００円区分２　　８２，０００円区分３　１０４，０００円区分４　１２４，０００円区分５　１５４，０００円区分６　１９６，０００円※区分１には非該当を含む。世話人配置６：１共同生活住居の定員４人以下区分１　　８５，０００円区分２　　９７，０００円区分３　１０２，０００円区分４　１２６，０００円区分５　１６２，０００円区分６　２０３，０００円共同生活住居の定員５人区分１　　７０，０００円区分２　　８２，０００円区分３　１０１，０００円区分４　１２１，０００円区分５　１５１，０００円区分６　１９１，０００円共同生活住居の定員６人区分１　　６０，０００円区分２　　７２，０００円区分３　　９４，０００円区分４　１１４，０００円区分５　１４４，０００円区分６　１８６，０００円※区分１には非該当を含む。ただし、月の中途に入居又は退居した場合の補助基準額は日割りとする。 |

（様式第１号）

千葉市グループホーム運営費補助金交付申請書

年　　月　　日

（あて先）千葉市長

所在地

申請者　法人名

代表者職氏名　　　　　　　　　　　印

　　　　年度において、グループホーム運営費補助金の交付を受けたいので、千葉市補助金等交付規則第３条の規定により、次のとおり申請します。

記

１　補助金交付申請額　　　　　　　　　　　　　　　円

２　事業の目的及び内容

３　補助金所要額　　　　　　　　　　　　　　　円

（内訳は、別紙グループホーム運営費補助金所要額調書のとおり）

４　添付書類　 （１）　歳入歳出予算書

　　　　　　　　　　　　　 （２）　誓約書

　　　　　　　　　　　　 （３）　所要額調書作成補助シート

（様式第２号）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　千葉市指令　　第　　　号

　　　　　　　　　　　　　　様

千葉市グループホーム運営費補助金交付決定通知書

　　　　　年　　月　　日付け申請のあった千葉市グループホーム運営費補助金について、次のとおり交付決定したので、千葉市補助金等交付規則第６条の規定により通知します。

　　　　　年　　月　　日

千葉市長　　　　　　　　　印

|  |  |
| --- | --- |
|  補助金の交付決定額 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円 |
| 　交付条件 | １　補助事業の内容、経費の配分又は遂行計画の変更（市長が認める軽微な変更を除く）をする場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。２　補助事業を中止又は廃止する場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。３　補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、すみやかに市長に報告し、その指示を受けること。４　千葉市補助金等交付規則及び千葉市グループホーム運営費補助金交付要綱を遵守すること。 |

（　　　　　　　　　　　　）

審査請求等について

　１　この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、千葉市長に対してすることができます。

　２　この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

（様式第３号）

千葉市グループホーム運営費補助金変更交付申請書

年　　月　　日

（あて先）千葉市長

所在地

申請者　法人名

代表者職氏名　　　　　　　　　　　印

　　　　年　　月　　日付け千葉市指令　　　第　　号により交付決定のあった千葉市グループホーム運営費補助金について、交付決定を変更されたく、千葉市グループホーム運営費補助金交付要綱第６条第１項の規定により、次のとおり申請します。

|  |  |
| --- | --- |
| 変更交付申請の理由 |  |
| 補助金既交付決定額 | 円 |
| 変更後補助金所要額 | 円 |
| 差引所要額 | 円 |
| 添付書類 | グループホーム運営費補助金所要額調書（様式第３号の別紙１）歳入歳出予算書所要額調書作成補助シート |

（様式第４号）

千葉市指令　　第　　　号

　　　　　　　　　　　　　　様

千葉市グループホーム運営費補助金変更交付決定通知書

　　　　　年　　月　　日付け変更交付申請のあった千葉市グループホーム運営費補助金について、次のとおり交付決定したので、千葉市グループホーム運営費補助金交付要綱第６条第２項の規定により通知します。

　　　　　年　　月　　日

千葉市長　　　　　　　　　印

|  |  |
| --- | --- |
| 変更前補助金交付決定額 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円 |
| 変更後補助金交付決定額 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円 |
| 差　　　　引　　　　額 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円 |
| 交付条件 | １　補助事業の内容、経費の配分又は遂行計画の変更（市長が認める軽微な変更を除く）をする場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。２　補助事業を中止又は廃止する場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。３　補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、すみやかに市長に報告し、その指示を受けること。４　千葉市補助金等交付規則及び千葉市グループホーム運営費補助金交付要綱を遵守すること。 |

（　　　　　　　　　　　　）

審査請求等について

　１　この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、千葉市長に対してすることができます。

　２　この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

（様式第５号）

千葉市グループホーム運営費補助金中止（廃止）承認申請書

年　　月　　日

（あて先）千葉市長

所在地

申請者　法人名

代表者職氏名　　　　　　　　　　　印

　　　　年　　月　　日付け千葉市指令　　　第　　号により補助金の交付決定のあった千葉市グループホーム運営費補助金事業を次のとおり中止（廃止）したいので、千葉市グループホーム運営費補助金交付要綱第６条第３項の規定により、承認の申請をします。

|  |  |
| --- | --- |
| 中止（廃止）の理由 |  |
| 中止（廃止）予定年月日 | 年　　　　月　　　　日 |
| 添付書類 | １　補助事業の経過及び成果を証する書類等２　その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |

（様式第６号）

千葉市グループホーム運営費実績報告書

年　　月　　日

（あて先）千葉市長

所在地

申請者　法人名

代表者職氏名　　　　　　　　　　　印

　　　　年　月　日付け千葉市指令　　　第　　号により補助金の交付決定のあった　　　　年度グループホーム運営費補助金事業について、当該事業が完了したので、千葉市補助金等交付規則第１２条の規定により、下記のとおり報告します。

記

１　グループホーム運営費補助金精算書（様式第６号の別紙１）

２　歳入歳出決算（見込）書

３　精算書作成補助シート

（様式第７号）

千葉市達　　第　　　号

　　　　　　　　　　　　　　様

千葉市グループホーム運営費補助金額確定通知書

　　　　年　　月　　日付け　　　　年度グループホーム運営費実績報告書により、補助金額を次のとおり確定したので、千葉市補助金等交付規則第１３条の規定により通知します。

　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　千葉市長　　　　　　　　　印

|  |  |
| --- | --- |
| 補助金の交付決定額 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円 |
| 補助事業の経費精算額 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円 |
| 補助金の確定額 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円 |

（　　　　　　　　　　　　）

審査請求等について

　１　この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、千葉市長に対してすることができます。

　２　この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

（様式第８号）

千葉市グループホーム運営費補助金交付請求書

年　　月　　日

（あて先）千葉市長

所在地

請求者　法人名

代表者職氏名　　　　　　　　　　　印

　　　　年　月　日付け千葉市達　　　第　　号により確定のあったグループホーム運営費補助金の交付について、千葉市補助金等交付規則第１６条第１項の規定により、次のとおり請求します。

金　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

（様式第９号）

千葉市グループホーム運営費補助金一括（分割）事前交付請求書

年　　月　　日

（あて先）千葉市長

所在地

請求者　法人名

代表者職氏名　　　　　　　　　　　印

年　月　日付け千葉市指令　　　第　　号により交付決定のあったグループホーム運営費補助金の一括（分割）事前交付について、千葉市補助金等交付規則第１６条第２項の規定により、次のとおり請求します。

|  |  |
| --- | --- |
| 補助金の交付決定額　（予定） | 　円　　　　 |
| 補助金の既交付額 | 年　　　月　　　日交付　　　　　　　　　　　　円　　　　 |
| 年　　　月　　　日交付　　　　　　　　　　　　円　　 |
| 計　　　　　　　　　　　　　　　　　円　　　　 |
| 今回の交付請求額 | 円　　　　 |

（様式第１０号）

千葉市達　　第　　　号

　　　　　　　　　　　　　　様

千葉市グループホーム運営費補助金交付決定取消通知書

　　　　年　　月　　日付け千葉市指令　　　第　　号により通知した千葉市グループホーム運営費補助金交付決定の全部（一部）を次のとおり取り消したので、千葉市補助金等交付規則第１７条第３項において準用する第６条の規定により通知します。

　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　千葉市長　　　　　　　　印

|  |  |
| --- | --- |
| 補助金の交付決定額 |  円 |
| 取消額 |  円 |
| 取消後の交付決定額 |  円 |
| 取消の理由 |  |

審査請求等について

　１　この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、千葉市長に対してすることができます。

　２　この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

（様式第１１号）

千葉市達　　第　　号

　　　　　　　　　　　　　　様

千葉市グループホーム運営費補助金返還命令書

　千葉市補助金等交付規則第１８条第１項の規定により、次のとおり返還を命じます。

第２項

　　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　千葉市長　　　　　　　　　印

|  |  |
| --- | --- |
| 補助金の交付決定額 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円 |
| 補助金の既交付額 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円 |
| 補助金の確定額 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円 |
| 返還すべき金額 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円 |
| 返還期限 | 年　　　月　　日まで |
| 返還を命ずる理由 |  |
| 返還方法 |  |

審査請求等について

　１　この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、千葉市長に対してすることができます。

　２　この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。